

横瀬町教育振興基本計画

(令和2年度～令和5年度)

互いを尊重し、
たくましく・楽しく、
生きる力を育む

令和2年4月

横瀬町教育委員会

目 次

第1章	横瀬町教育振興基本計画の策定-----	1
1	計画策定の趣旨	
2	計画の位置づけ	
3	計画期間及び進行管理	
第2章	横瀬町の教育の現状と課題-----	2
第3章	横瀬町教育行政の基本方針-----	6
1	基本理念	
2	目標	
3	基本方針	
第4章	横瀬町教育行政の施策の方向性と主な取組-----	10
(1)	児童生徒の生きる力を着実に育む -----	10
(2)	質の高い学校教育を支えるための環境を整備する -----	13
(3)	横瀬町ならではの学校・家庭・地域・行政が一体となった 教育を推進する -----	14
(4)	生涯にわたる学びの支援並びに文化・芸術・スポーツの充実 に努める -----	16

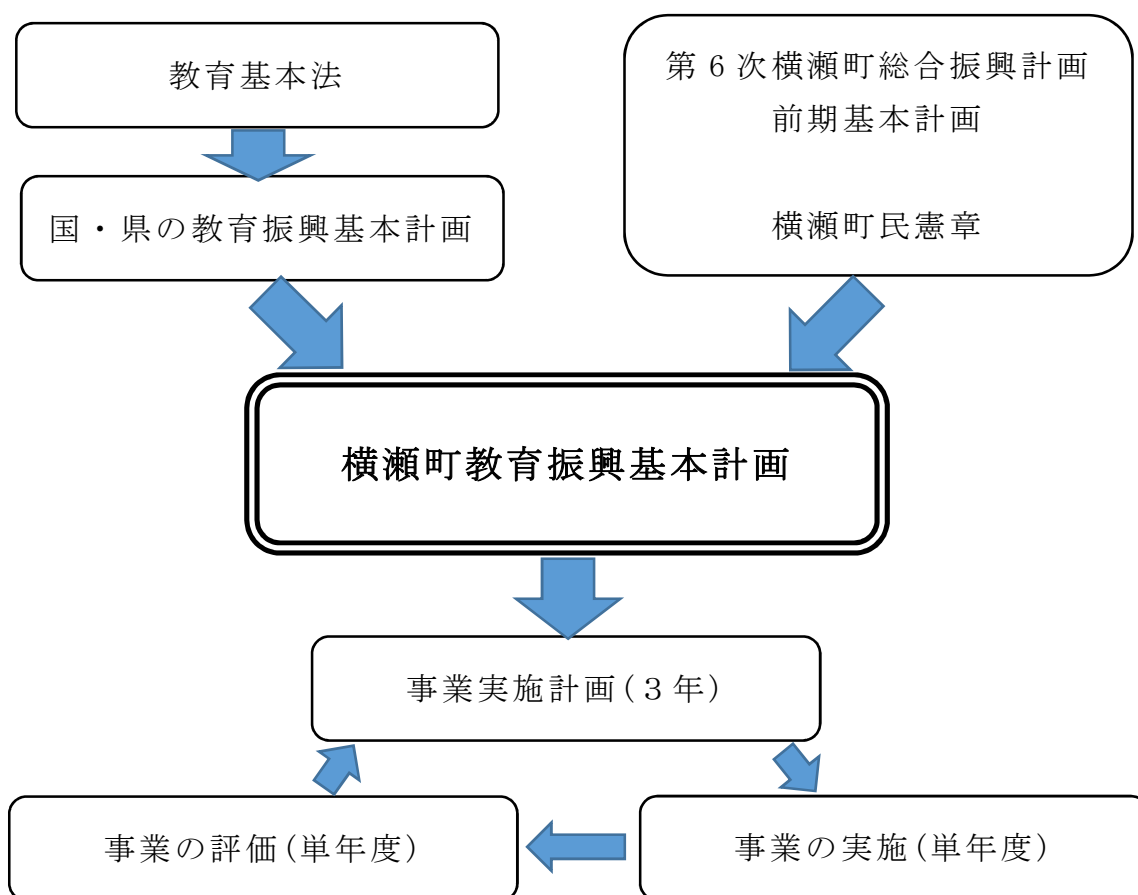
第1章 横瀬町教育振興基本計画の策定

1 計画策定の趣旨

今、我が国は、人生100年時代を迎えようとしており、急速な技術革新などにより超スマート社会やグローバル化が一層進んだ社会が実現されようとしています。また、少子高齢社会が到来し、生産年齢人口が急速に減少し、社会基盤の大きな構造的な転換も求められています。他方、未曾有の被害をもたらした東日本大震災を契機に命を守るための取組が加速するとともに、人と人とのつながりの重要性が再認識されるなど人々の意識に大きな変化をもたらしました。そのような中、新しい知識、情報、技術があらゆる領域で活動の基盤となるいわゆる知識基盤社会で一人一人が活躍できる「生きる力」を確実に伸ばす教育が求められています。

本計画は、教育基本法の目的や理念に基づき、国や県の教育振興基本計画をふまえ、これまでの本町のよき伝統や地域性を生かした教育の振興を推進するために、ここに横瀬町教育振興基本計画を策定します。

2 計画の位置づけ



3 計画期間及び進行管理

(1) 計画期間

令和2年度から令和5年度まで(4年間)

本計画は、第6次横瀬町総合振興計画(前期計画)と連動させるため、同じ期間を計画期間とします。

(2) 進行管理

本計画に示された方針に基づき、3年間の事業実施計画により毎年事業の実施・評価を繰り返しながら行います。

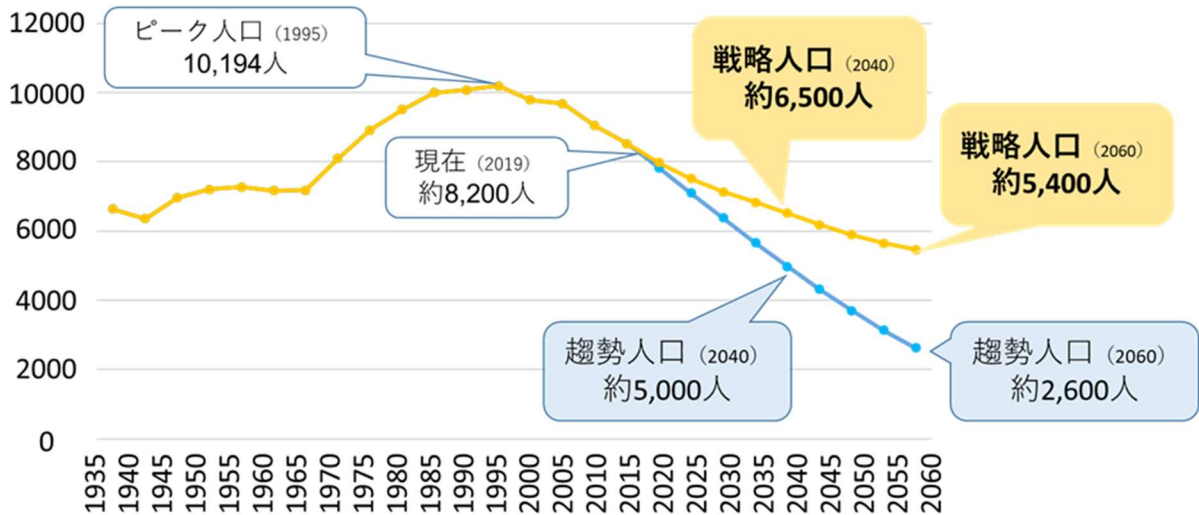
第2章 横瀬町の教育の現状と課題

横瀬町は、次の特徴があります。

- ◎色彩豊かな美しい町。
- ◎多様な幸せがある町。
- ◎四季折々の美しい色彩豊かな景観があって、そこに温かい人の輪がたくさんある。
- ◎その一人一人はいろいろな人がいて、みな自分らしく幸せに生きている。

本町では、上記の特徴を生かして、子供から大人まで、障害のある方や高齢者など、全ての人と一緒に、変化の激しい時代に柔軟に対応し、「日本一住みよい町、日本一誇れる町」を実現することを目指しています。

現在の本町には現在約8,200人の方が暮らしていますが、将来的に人口は減少し続け、有効な対策を講じないと2040年には約5,000人、2060年には約2,600人まで人口が減少するとみられています(趨勢人口)。対して、本町では子育て環境の充実や移住促進など、人口減少を抑制する施策を講じることで、2040年時点で約6,500人、2060年時点では約5,400人の人口規模を維持することを目指しています(戦略人口)。



(まち経営課資料)

本町では、目指すべき将来ビジョンとして「日本一住みよい町、日本一誇れる町」を掲げ、最小の経費で最大の効果を挙げ、住民の幸福の最大化を図るための各種施策を推進していきます。その将来像に至るために、本町の理想の姿として、「Colorful Town (カラフルタウン)」を目標として定めてまちづくりを進めていきます。本町の第6次総合振興計画では、目標実現のために、以下の7つを施策の柱としました。

① 人づくり

切れ目ない子育て支援と教育の連携により、変化の激しいこれからの未来を楽しく、たくましく生き抜ける人を育てます。

② 健康づくり

超高齢化社会、人生100年時代を見据えた予防と福祉を充実させ、全ての人々が健康に暮らせる、高齢者や障害のある方にとって優しい町をつくります。

③ 安全安心づくり

防災、防犯、防火対策や、交通安全対策を推進し、子供から大人まで、障害のある方や高齢者など全ての人々が安全で安心して生活できる環境をつくります。

④ 産業づくり雇用づくり

移住促進や、農業・商工業の振興を図ることで、ヒト・モノ・カネ・情報が集まり続け、自分らしい多様な働き方や生き方が実現できる環境を整えます。

⑤ 賑わいづくり中心地づくり

オープン・アンド・フレンドリーを町の特徴として、観光振興や、関係人口・交流人口の増加を図ることで、町に賑わいをもたらします。また、駅やコミュニティスペースなど町の主要施設を活用し、中心地として活性化を図ります。

⑥ 景観環境づくり

自然を大切にし、美しい景観と暮らしやすい住環境が整った、自然と共存する農ある暮らしを育みます。また、空き家対策や耕作放棄地の有効活用を進めます。

⑦ 人の輪づくり

温かい人の輪がたくさん生まれ続け、豊かな多様性が溢れる町を作ります。

上記のとおり、本町が目指す将来像を実現するためには、本町の教育的課題を整理し、子供から大人まで各世代の方、様々な立場の方などすべての町民の皆さまの課題に即した教育的対応が必要であると考えます。

幼児期では、核家族化による育児への不安、ひいては虐待行為まで乳幼児の親子関係に起因する諸問題など現代特有の課題があります。また、経済的な理由、発達障害等による子育てする上での課題もあります。課題解決のためには、親への教育、健やかに子供が育つ環境を整えることを含めた子育て支援と連携した幼児教育が必要です。

学齢期を含む青少年期では、義務教育による人間形成の基礎を育む期間にあたるため、社会がどんなに変化しようとも基礎的な知識や技能、思考力、表現力などの確かな学力を確実に身に付けること、他人を思いやるなどの豊かな人間性やたくましく生きるための健康や体力などいわゆる知徳体の不易の教育と、これからの社会が求める人材を輩出するための新しい教育が求められています。そのためには、切れ目ない子育て支援と教育の連携も欠かすことはできません。また、ICTの普及などによる実体験不足、人とのコミュニケーションが取れない、社会の一員となるための準備期間として、自分の人生の目標や目的を持つためのキャリア教育、職業教育、親になるための教育、高校を中途退学などで社会からドロップアウトした青少年のためのセーフティネット整備の必要性など様々な課題があります。

青年期から壮年期については、働き盛りの社会人期にあたり、仕事中心の生活となるため人間関係が限定され、家族、友人、地域との絆が弱くなり

ちです。また、不就労(ニート)問題などもあります。この世代の方が充実した生活を過ごすためには、様々なことに興味を持ち続け、挑戦することや地域コミュニティと関わり、常に学び続けることであり、体験学習や生涯スポーツの機会の提供、リカレント教育(学び直し)、地域活動、社会貢献活動、文化芸術活動などの支援などが重要になると考えられます。また、シニア層では、今までの社会経験を生かした活動や新たな挑戦ができるような機会の提供や支援が必要であると考えられます。

このように、生まれてから生涯を全うするまで人として生きるためには、生涯にわたり好奇心を持ち続け、楽しく学び続けることが必要になります。そのためには、町民の皆さまの各ライフステージにおける生涯学習の意欲を高めることが重要であると考えます。

また、身体に障害のある方や様々な理由で特別の支援が必要な方がいます。

横瀬町に住む町民全員が、明るく元気に毎日を過ごすことができ、地域に温かい人の輪がたくさん生まれ続け、豊かな多様性が溢れる町を目指すためには、教育の果たす役割は非常に重要であると考えます。



第3章 横瀬町教育行政の基本方針

1 基本理念

色彩豊かな美しい町・多様な幸せのある町（カラフルタウン）という町政の基本理念に基づき、横瀬町民憲章や埼玉県教育行政重点施策をふまえ、次代を担う子供を育てる教育行政を推進する。

2 目標

互いを尊重し、たくましく・楽しく、生きる力を育む

3 基本方針

(1) 児童生徒の生きる力を着実に育む

学校教育において、児童生徒一人一人の個性と人格を尊重し、生きる力（確かな学力・豊かな人間性・たくましく生きるための健康と体力）を着実に育むとともに、主体的に学ぶ意欲、情報活用能力や非認知能力を高めます。

1 確かな学力の育成

- (1) 一人一人を確実に伸ばす教育の推進
- (2) 主体的・対話的で深い学びに向けた指導の充実
- (3) 伝統と文化を尊重し、グローバル化に対応する教育の推進
- (4) 時代の変化に対応する教育の推進
- (5) 小・中学校9年間を一貫した教育の推進

2 豊かな心の育成

- (1) 豊かな心を育む教育の推進
- (2) いじめ防止対策の推進
- (3) 不登校の未然防止と不登校児童生徒への支援
- (4) 生徒指導の充実
- (5) 道徳教育の充実
- (6) 人権を尊重した教育の推進

3 健やかな体の育成

- (1) 健康の保持・増進
- (2) 体力の向上と学校体育活動の推進
- (3) 危険を予測し、回避する能力の育成
- (4) 食育の推進

4 自立する力の育成

- (1) 進路指導・キャリア教育の推進
- (2) 幼児教育の推進

5 児童生徒一人一人の多様なニーズに対応した教育の推進

- (1) 特別支援教育の推進
- (2) 個別に支援を要する児童生徒への支援

(2) 質の高い学校教育を支えるための環境を整備する

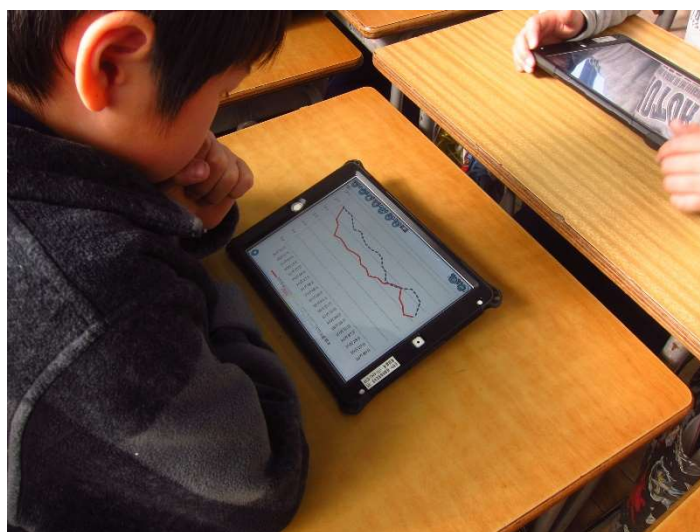
児童生徒の生きる力を着実に育むため、教職員の資質・能力の育成や働き方改革の推進、校舎などの施設環境の充実に努めます。

6 学校における働き方改革、教育の質の向上の推進

- (1) 教職員の負担軽減
- (2) 教職員の資質・能力の向上

7 質の高い教育を支えるための環境の整備

- (1) 小・中学校校舎の整備・充実
- (2) 学習環境の整備・充実
- (3) 児童生徒の安全・安心の確保
- (4) 学校給食を支える安全な環境の確保



- (3) 横瀬町ならではの学校・家庭・地域が一体となった教育を推進する
小・中学校一校ずつの特性を生かしての学校応援団、学校運営協議会制度によるコミュニティ・スクールを導入・活用して「地域とともにある学校」へと学校の質的転換を図ること、横瀬町だからこそできる放課後の子供の居場所づくりを実施します。

8 家庭・地域の教育力の向上

- (1) 家庭教育支援体制の充実
- (2) 家庭学習・読書活動の習慣化
- (3) 幼少期に合わせた読書活動等の推進
- (4) 地域の教育力の活用

9 地域とともにある学校の推進

- (1) 実行委員会組織による学校応援団の実施
- (2) 学校運営協議会制度を導入したコミュニティ・スクールの実施
- (3) 社会に開かれた教育の推進

10 放課後等の子供の居場所づくり

- (1) 放課後等子ども教室事業の推進
- (2) 自主性を高める体験活動の推進

11 人権教育及び啓発の推進

12 国際交流事業の実施



(4) 生涯にわたる学びの支援並びに文化・芸術・スポーツの充実に努める

町民一人一人が、生きがいをもって学ぶとともに、学びの成果を様々な人と共有しながら、地域づくりに主体的に取り組み、町の活性化を目指します。

13 生涯にわたる学習機会の支援

- (1) 社会教育団体等の育成・支援
- (2) 町民会館・公民館活動の推進
- (3) 図書館事業の推進

14 文化芸術の振興と伝統文化の継承

- (1) 文化芸術の振興
- (2) 文化財の適切な保護・保存及び活用
- (3) 文化財保護施設等の充実

15 スポーツ・レクリエーションの推進

- (1) 生涯スポーツ・レクリエーションの推進
- (2) 社会体育施設の維持管理及び有効活用

